

食安輸発0711第1号
平成24年7月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ゼラチン及びゼラチンカプセルのクロム検査)

中国産ゼラチンの取扱いについては、平成24年6月1日付け食安輸発0601第2号にて通知し、中国政府が公表した企業及び薬品に該当する場合にあっては、輸入を見合わせるよう輸入者に対して指導を行っているところですが、このたび、検疫所におけるクロムの検査体制を整備したことから、下記のとおりモニタリング検査を実施するようお願いします。

記

1. 検査対象：中国産ゼラチン及びゼラチンカプセル
(ゼラチンカプセルを含む食品にあってはカプセルのみを対象とする)
2. 検査項目：クロム
3. 検体の採取：
平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（最終改正：平成24年7月10日付け食安輸発0710第5号）（別添）の別表第4中、添加物①均一に分布するものによる
4. 措置：
次に該当する場合には輸入者に対し当該貨物の積み戻し等を指導すること。
(1) 検査の結果、2 ppm以上の場合
(2) 検査の結果、1 ppmを超え2 ppm未満であって輸入者からの検出原因報告により原料等から由来することが確認できない場合